

(様式2)  
 処分基準(不利益処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	2 - 2
法令名	高圧ガス保安法			根拠条項	39
不利益処分	事業の一時禁止又は停止命令(緊急措置)				
(根拠規定)					
<p>都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、第一種製造者、第二種製造者、販売業者、貯蔵所の所(占)有者、特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条第1項の液化石油ガス販売事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止、又は制限することができる。</p>					
(処分基準)					
<p>製造等の一時禁止、又は制限の命令は、次の基準により行う。</p> <p>高圧ガス関係等事故措置要綱について(平成12年12月5日消第1504号県民環境部長通知) 第39条関係</p> <p>次ぎのような場合であって、災害の発生の防止上必要と認めるときは、高圧ガス保安法第39条に基づく緊急措置を命ずるものとする。</p> <p>事故により、火災、ガスの大量漏洩等が進行中であって、更に災害の拡大が予想されるとき</p> <p>事故の発生原因が不明であり、かつ、操業の継続又は再開によって、再度、同種事故の発生が予想されるとき</p> <p>事故の原因となった状況が、当該事業所内の同種設備にも明らかに存在し、同種事故が発生する恐れが極めて大きいとき</p>					
(その他)					